

# 労働組合と組合員との間に生じる 人権問題に関する一考察

—その判断枠組みと労働組合の統制権—

榎 透

## 目次

- I 問題の所在
- II 判断枠組み
  - 1 労働組合の統制権行使と組合員の人権
  - 2 労働組合の政治活動と組合員の組合費納入義務
    - (1) 国労広島地本事件判決
    - (2) 国労広島地本事件判決の影響
  - 3 小括
- III 労働組合の統制権の根拠
  - 1 団体固有権説
  - 2 団結権説
  - 3 両説の異同と近年の傾向
    - (1) 団体固有権説と団結権説の異同
    - (2) 組合の統制権と私人間効力との関係
    - (3) 統制権の根拠を巡る近年の傾向
  - 4 小括
- IV むすびにかえて

## I 問題の所在

人は政治・経済・学問・芸術・宗教などの問題に関する共通の目的をもって、継続的に活動するためにしばしば団体を設立する。こうした団体を結成する自由、その団体が活動する自由は、結社の自由（憲法21条1項）

によって保障される。これによって、例えば、政党は政治活動を、報道機関は報道を行うことが憲法上保障される。団体は、その活動を行う上で、必要な範囲で構成員に協力を求め、指示に従わない構成員に対して統制権（内部規律権）を行使しうる。

労働組合も例外ではない。労働組合は、共通の目的をもって、継続的に活動するために設立された団体という意味では、他の団体と同様である。この労働組合とは、「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう」（労働組合法2条）。つまり、労働者の賃金その他労働条件について使用者との交渉を重ね、必要であれば団体行動を行う団体である。労働組合が憲法の観点から他の団体と異なる点は、憲法28条の定める団結権によってその存在が保障されている点である。

そして、労働組合はその活動を行う上で組合員に対して協力を要請することがある。さらには「労働組合は組合員に対して組織の維持・強化、争議行為などの組合活動の実効性を確保するために、それを妨害する組合員に対して、除名・権利停止・制裁金の賦課などの制裁を科すことができる<sup>1)</sup>。こうした労働組合をはじめとする団体による構成員への協力要請や統制権行使は、これら労働組合や団体から見れば必要なことであっても、構成員から見れば自己の権利と衝突すると考えられることもある。労働組合や団体の政治活動や費用徴収がその構成員の思想と衝突するような事例<sup>2)</sup>は、その典型であろう。

---

1) 木下智史「労働者の人権と労働組合の組織強制」法学セミナー503号（1996年）47頁。また、鈴木芳明「労働組合の内部問題と法（2・完）」大分大学経済論集63巻4号（2011年）152頁は、労働組合が外部との関係でその存在と自主性を確保するためには、使用者あるいは国家の干渉に対処するための団結力が要請され、その一方で、組織の団結の維持・強化を図るために、労働組合にとっては統制権を行使することが必要不可欠であると説明する。

2) 例えば、本稿で取り上げる、三井美唄炭鉱労組事件（最大判昭和43年12月4日刑

労働組合と組合員との間に生じる人権問題に関していえば、労働組合の統制権と組合員の人権・権利が衝突する問題と言い換えられるものだが、それは、2つの領域——私的団体と所属構成員との間に生じる人権問題と労働基本権の問題——が結び付いている点で、他の団体の場合とは異なる。もっとも、労働組合も含む私的団体と所属構成員との間に生じる人権問題については、団体に対して主張する構成員の人権は「国家からの自由」でないことから、憲法学で取り扱うには私人間効力論の発想が根底に存在するはずである。この点に関していえば、労働組合に関わる問題は、労働基本権が直接適用される規定としばしば理解される<sup>3)</sup>ことから、このことを十分に踏まえる必要がある。

そこで本稿は、労働組合と組合員との間に生じる人権問題、とりわけ労働組合の統制権と組合員の人権・権利が衝突する問題について検討する。そして、その検討は、労働組合以外の私的団体と所属構成員との間に生じる人権問題の場合とどのように違うのかという視角から、①最高裁によって提示されている判断枠組みと、②統制権の根拠という点について行う。さらに、この検討を通して、憲法28条が保障する団結権の位置づけを考えてみたい。

## II 判断枠組み

### 1 労働組合の統制権行使と組合員の人権

労働組合の統制権とその組合員の人権が問題とされる事例において、最高裁がどのような判断枠組みを示しているかを確認しよう。

---

集22卷13号1425頁)、国労広島地本事件(最判昭和50年11月28日刑集29卷10号1698頁)、南九州税理士会政治献金事件(最判平成8年3月19日民集50卷3号615頁)など。

3) 芦部信喜『現代人権論』(有斐閣, 1974年)72-73頁。

まず、労働組合の統制権行使と組合員の政治的権利に関わる代表的事例から、この問題に関する判断枠組みを見てみよう。この代表的事例といえは、三井美唄炭鉱労組事件<sup>4)</sup>である。この事件は、三井美唄炭鉱労働組合が昭和34年施行の美唄市議会議員選挙に際し統一候補者を決定したところ、統一候補に選ばれなかった組合員Aが立候補の意思をもっていたため、組合役員Xらが立候補を断念するようAを数度説得したが、Aがこれを拒否した。このため立候補すれば統制違反者として処分がある旨の圧力をかけたことから、こうしたXらの行為が候補者に対する威迫（公選法225条3号）に当たるとして起訴された、というものである。1審は有罪<sup>5)</sup>、2審は違法性を欠くとして無罪<sup>6)</sup>を宣告した。

最高裁は、①「憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有するものと解すべきである」として、労働組合の統制権を承認する。その上で、②労働組合が目的達成のために必要な政治活動や社会活動を行うことを妨げられないとする一方で、③組合員の立候補の自由は、憲法15条1項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきであるとした。そして、最高裁は、④統制権の限界については、統制権の行使「の必要性と立候補の自由の重要性とを比較衡量して、その許否を決すべきであ」という判断枠組みを提示した上で、本件の問題を「政治活動に対する組合の統制権」と「立候補の自由」の衝突と捉え、組合が立候補を思いとどまるよう勧告または説得することはできるが、それを超え統制違反者として処分することは、組合の統制権の限界を超えるものとして違法である旨判示した。

このように最高裁は、労働組合が目的達成のために必要な政治活動や社

---

4) 最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号1425頁。

5) 札幌地岩見沢支判昭和36年9月25日刑集22巻13号1453頁参照。

6) 札幌高判昭和38年3月26日高刑集16巻4号299頁。

会活動を行う上で、選挙に際し統一候補者を決定し、統一候補者以外の者に対して立候補を思いとどまるよう勧告または説得することは、組合の統制権の行使として許されるとした<sup>7)</sup>。しかし、統制違反者として処分をすることは、組合の統制権の限界を超えると判断したのである。このように最高裁は労働組合の統制権が組合員に対して無条件に認められるものではないことを示すとともに、統制権は労働組合の目的の範囲内のものでなければならないことを示していると考えられる<sup>8)</sup>。そして、最高裁は、本件統制処分が「目的の範囲」にあるか否かを審査した上で、その限界について審査をしているといえる。

この判断をする際に、すなわち労働組合の統制権行使と組合員の立候補の自由が衝突した場合に、最高裁は「統制権の行使の必要性」と「立候補の自由の重要性」とを比較衡量する判断枠組みを示した<sup>9)</sup>。この判断枠組みは、ある労働組合が組合推薦候補以外の者を支持するために活動した組合員に対して統制権を行使して除名処分にしたところ、その処分の効力が争われた、中里鉱業所労働組合事件<sup>10)</sup>において、「この理は、労働組合の統制権と組合員の立候補の自由との関係についてのみならず、立候補した者のためにする組合員の政治活動の自由との関係についても妥当する」と

7) 最高裁が統制権に「勧告または説得」を含めたことに対して、片岡昇「労働組合員の立候補の自由と組合統制権の限界」ジュリスト416号(1969年)68-69頁は、憲法28条で保障される統制権は制裁権を含むことから適切ではないと批判する。また、横井芳弘「組合員の立候補の自由」労働法判例百選[第3版](1974年)153頁は、「勧告または説得」は「言論の自由」からだけでも導き出せるとして、「統制権」に含めることに疑問を呈する。

8) 木下・前掲注1)48頁参照。

9) 最高裁が示した「比較考量」は「何と何を比較衡量するのか……が不明であり、またいかに比較衡量したものかも明らかでない」し、そもそも本件は「立候補の自由との『比較考量』により統制権の範囲からははずすという論理操作をしている点が問題だ」とする。近藤享一「労働組合の統制権と組合員の立候補の自由」判例時報554号(1969年)136-137頁(判例評論125号)38-39頁。

10) 最判昭和44年5月2日集民95号257頁。

して、その射程を拡大した。

## 2 労働組合の政治活動と組合員の組合費納入義務

### (1) 国労広島地本事件判決

次に、組合費納入を巡る組合の協力要請と組合員の自由とが衝突する場面において、最高裁がどのような判断枠組みを示しているかを確認しよう。この種の代表的事例は、労働組合による政治活動支出と組合費納入義務の関係について問われた、国労広島地本事件<sup>11)</sup>である。この事案は次のようなものであった。国鉄労働組合は、国鉄の職員によって結成された単一労働組合であるが、同組合広島地方本部を脱退した組合員に対して、脱退前の未納の一般組合費と臨時組合費（炭労資金、安保資金、政治意識昂揚資金等）の支払いを請求した。これに対して元組合員が支払いの義務はないと主張して争った。1審<sup>12)</sup>・2審<sup>13)</sup>ともに、臨時組合費（炭労資金、安保資金、政治意識昂揚資金等）の請求は、労組の目的の範囲外として支払い請求を棄却した。組合側が上告した。

最高裁は、①労働組合は労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であり、組合員の協力義務もこの目的達成のために必要な団体活動の範囲に限られる。しかし、今日では、労働組合の活動は経済的活動の域を超えて政治的活動、社会的活動、文化的活動など広範囲に及ぶ。これらの活動が「直ちに労働組合の目的の範囲外であるとし、あるいは労働組合が本来行うことのできない行為であるとすることはできない」。そして組合脱退の自由も事実上大きな制約を受けていることを考えると、労働組合の活動として許されたものであるということから、直ちにこれに対する組合員の協力義務を無条件で肯定できない。

---

11) 最判昭和50年11月28日刑集29巻10号1698頁。

12) 広島地判昭和42年2月20日判時486号72頁。

13) 広島高判昭和48年1月25日判時710号102頁。

ゆえに「この点に関して格別の立法上の規制が加えられていない場合でも、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である」と述べ、労働組合の目的、組合員の脱退の自由について検討を加え、組合活動の限界を判断するために比較考量を設定する。

その上で臨時組合費の徴収については、②～④のように判断した。

②他の組合の闘争支援資金について、他組合への支援活動は当然に「組合員の経済的地位の向上」という組合の目的と関連性をもつ。ゆえに右支援活動をするかどうかは、専ら組合の自主的に判断すべき政策問題であって、「多数決によりそれが決定された場合には、これに対する組合員の協力義務を否定すべき理由はない。右支援活動の一環としての資金援助のための費用の負担についても同様である」。

③安保反対闘争のような活動は本来、各人が決定すべきことであるから、「それについて組合の多数決をもつて組合員を拘束し、その協力を強制することを認めるべきではない」。「この種の活動に対する費用負担の限度における協力義務」であっても、「一定の政治的活動の費用としてその支出目的との個別的関連性が明白に特定されている資金についてその拠出を強制することは、かかる活動に対する積極的協力の強制にほかならず、また、右活動にあらわされる一定の政治的立場に対する支持の表明を強制するにも等しいものというべきであつて、やはり許されない」。

しかし、このような政治的「活動に参加して不利益処分を受けた組合員に対する救援の問題について」は、「救援そのものは、組合の主要な目的の一つであ」って、「また、その活動のよつて立つ一定の政治的立場に対する支持を表明することにな」らない。ゆえに、その拠出を強制しても「組合の徴収決議に対する組合員の協力義務を肯定することが、相当であ

る」。

④政治意識昂揚資金，すなわち「総選挙に際し特定の立候補者支援のためにその所属政党に寄付する資金」については，政党や候補者への支持は「投票の自由と表裏をなすものとして」組合員各人が「個人的な政治的思想，判断ないし感情に基づいて自主的に決定する事柄である」から，労働組合が「組合員に対してこれへの協力を強制することは許されない」し，「その費用の負担についても同様に解すべき」である。

以上のように最高裁は，他の組合の闘争支援資金（②）と本件救援資金（③）については，組合の目的の範囲内の活動であることから，組合員の協力義務を肯定した。その一方で，政治意識昂揚資金（④）については，三井美唄炭鉱労組事件最高裁判決を先例として引用しつつ，組合の目的の範囲内の活動ではないとして，組合員の協力義務を認めなかった。また，政治活動が直ちに労働組合の目的の範囲外とはいえないとしつつ，本件救援資金の前提たる安保反対闘争のような政治活動（③）については，組合員個人が決定する問題だとして，組合による強制を認めなかった。

そして，国労広島地本事件最高裁判決は，それぞれの資金の審査に際して，三井美唄炭鉱労組事件判決の判断方法を踏襲し<sup>14)</sup>，かつ，いわゆる二段階審査を採用したものと理解されている<sup>15)</sup>。すなわち，この審査は，①組合の活動が組合の「目的の範囲」にあるか否かを審査し，②当該活動が組合の「目的の範囲」にあるとしても，組合員にその協力義務を課することができるか否かを審査する手法である。本判決は，①の審査については，「問題となった行為が目的の範囲内かを判断する基準は示していない」<sup>16)</sup>。

14) 井上武史「労働組合の政治活動と組合費納付義務」憲法判例百選Ⅱ [第6版] (2013年) 321頁。

15) 渡辺康行「団体の活動と構成員の自由」戸波江二編『企業の憲法的基礎』（日本評論社，2010年）89頁，井上武史『結社の自由の法理』（信山社，2014年）301頁など。

16) 渡辺・前掲注15) 92頁。また，井上・前掲注15) 304頁も同旨である。

また、②の審査については、組合員の協力義務の範囲を判断するに際して「比較考量」に基づくことを明らかにした。

ここまでの判例法理を整理すると、「労組の統制権と組合員の選挙・政治活動の自由との関係についての判例法理を確立した先例である」三井美唄炭鉱労組事件最高裁判決は、中里鉱業所労働組合事件において「立候補者のための組合員の選挙運動の自由との関係についても妥当するものとされ」、「臨時組合費納入義務に関する『国労広島地本事件』判決……に継承された」<sup>17)</sup>。労働組合と組合員の人権に関する一分野においては、三井美唄炭鉱労組事件最高裁判決で採用された「比較考量」で判断することが確立したといえよう。

## (2) 国労広島地本事件判決の影響

国労広島地本事件最高裁判決が先例として引用された代表的な最高裁判決は、南九州税理士会政治献金事件<sup>18)</sup>である。これは、Y税理士会（強制加入団体・公益法人）が会の決議に基づき会員から徴収した特別会費を特定の政治団体に寄付した行為について、それが法人の「目的ノ範囲内」（当時の民法43条。現行民法34条）の行為か否かが争われた事件である。1審は本件決議を無効として会員側の請求を認容した<sup>19)</sup>が、2審は、二段階審査を行い、決議を有効として会員側の請求を棄却した<sup>20)</sup>。

最高裁は、以下のように判断した。①「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的と」する

17) 木村俊夫「労働組合の統制権と政治活動の自由」憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕（2013年）318頁。

18) 最判平成8年3月19日民集50巻3号615頁。

19) 熊本地判昭和61年2月13日判時1181号37頁。

20) 福岡高判平成4年4月24日判時1421号3頁。

法人である。また「税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない」。そして、このことからすると「その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、次のような考慮が必要である」。

②税理士会は「法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従って税理士会の経済的基礎を成す会費を納入する義務を負う。しかし、法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある」。

③「特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は……広範囲な政治活動をすることが当然に予定された政治団体であり……、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに関係する問題だからである」。

④そうすると「前記のような公的な性格を有する税理士会」が、政党など規正法上の政治団体への金員の寄付を「多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきである（最判昭和50年11月28日民集29巻10号1698頁参照）。「税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、法49条2項所定の税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない」。

⑤最高裁は、以上の判断に照らして本件を見ると、本件決議はY税理

士会の「目的の範囲外の行為を目的とするものとして無効である」と判断した。

この南九州税理士会政治献金事件判決は、先に見た二段階審査ではなく、一段階審査を行っている。すなわち、ここでの最高裁の審査は、団体の「目的の範囲」と構成員の協力義務が一致するという方式を採用した<sup>21)</sup>。つまり最高裁は、国労広島地本事件では二段階審査を、南九州税理士会政治献金事件では一段階審査を用いている。また、群馬県司法書士会が阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を寄付するために特別に負担金を徴収する旨の総会決議を行ったところ、この決議の効力が同会の会員に及ぶか否かが争われた、群馬司法書士会事件<sup>22)</sup>において、最高裁は群馬県司法書士会が行った行為は司法書士会の「目的の範囲」を逸脱していないと認定した上で、「本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない」と判示していることから、二段階審査を採用していると考えられよう。このように判例は、2つの審査を併用している。これに関して、「現段階では学説上は二段階説を支持する見解の方が有力である」とされている<sup>23)</sup>が、その一方で、一段階審査を支持する有力説も存在している<sup>24)</sup>。団体vs構成員の人権問題という点からいえば、一段階審査と二段階審査の棲み分けについては検討する必要性があろう。

また、南九州税理士会政治献金事件判決は、この判断の際に「比較考量」で行うとは明示されていない。しかし、その判断は、国労広島地本事件最高裁判決が提示した、「問題とされている具体的な組合活動の内容・

---

21) 渡辺・前掲注15) 90頁。

22) 最判平成14年4月25日判時1785号31頁。

23) 山田創一「法人の目的の範囲と構成員の協力義務の限界論との関係」専修大学法学研究所紀要31号(2006年)4頁。

24) 山田・前掲注23) など。

性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、……組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である」という枠組みに依拠していると、あるいは、それを前提にしていると理解されている<sup>25)</sup>。この理解には、「組合脱退の自由も事実上大きな制約を受けていることを考えると」「組合員の協力義務を無条件で肯定することは、相当でない」という意識が存在していた<sup>26)</sup>。税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的に脱退の自由が保障されていないからである。このように考えるならば、最高裁は、脱退の自由が実質的に保障されていない団体について、労働組合の場合も含めて、先に述べた「比較考量」を用いているといえよう。

### 3 小括

労働組合の統制権の限界について、三井美唄炭鉱労組事件最高裁判決は、「比較考量」の枠組みを採用した。しかし、最高裁は「統制権の行使の必要性」と「立候補の自由の重要性」とを比較衡量するとはいうものの、その考量の要素は必ずしも十分に明らかでない。国労広島地本事件では、組合の「統制権」という言葉はないが、組合の「統制力」と組合員の協力義務との関係が争点とされ、そこでは「問題とされている具体的な組合活動の内容・性質」と「これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等」とを「比較考量」する枠組みが採用された。

労働組合の活動がその「目的ノ範囲内」か否か、組合員に協力義務があるか否かという判断枠組みは、事案によって、一段階審査、二段階審査の差異はあるものの、労働組合以外の団体 vs 構成員の事例においても継承されているといえよう。そうすると、労働組合と組合員との間に生じる人

---

25) 蟻川恒正「思想の自由と団体規律」ジュリスト1089号（1996年）202頁、渡辺康行「団体の中の個人」法学教室212号（1998年）36頁。

26) 蟻川・前掲注25) 202頁。

権問題に現れている最高裁の判断枠組みは、労働組合以外の私的団体と所属構成員との間に生じる人権問題の場合の判断枠組みと差異がない。両者の差異は、「問題とされている具体的な組合（団体）活動の内容・性質」と「これについて組合員（構成員）に求められる協力の内容・程度・態様等」についての具体的な分析の中で現れることになろう。

もう一つの確認すべきことは、労働組合 vs. 組合員の人権問題に関する最高裁判決には、法人の人権論と私人間効力論が登場していない、ということである。前者についていえば、法人の人権共有主体性を認めたとされる八幡製鉄事件最高裁判決<sup>27)</sup>では、八幡製鉄の代表取締役が自由民主党に対して行った政治献金が同社の事業目的の範囲内にあるか否かを巡り争われたが、そこでは目的の範囲内にあると認定したものの、構成員の自由にほとんど配慮することなかった。最高裁は、この判決を、労働組合の事案、および南九州税理士会、群馬司法書士会の事案を解決する上で、先例として引用していない。八幡製鉄は株式会社という営利法人であって強制加入団体や実質的に構成員が脱退しにくい団体とはいえないことから、八幡製鉄の事案と労働組合・南九州税理士会・群馬司法書士会の事案とは、区別できるものと考えられる<sup>28)</sup>。

後者についていえば、憲法上の人権規定が私人間に適用されるか否か、されるとすれば、どのような形で適用されるかについては、憲法学において議論のある<sup>29)</sup>ところだが、三菱樹脂事件最高裁判決<sup>30)</sup>が採用した「私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他

---

27) 最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁。

28) 渡辺・前掲注15) 83頁などを参照。

29) 拙著『憲法の現代的意義——アメリカのステイト・アクション法理を手掛かりに——』（花書院、2008年）序章を参照。

30) 最大判昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁。

面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存する」という判断枠組みは、労働組合の事案、および南九州税理士会、群馬司法書士会の事案には見られなかった<sup>31)</sup>。

### Ⅲ 労働組合の統制権の根拠

団体はその種々の活動を行う上でその構成員に対して協力を求め、それに従わない構成員に対して統制権（内部規律権）を行使することがある。その統制権の憲法上の根拠は、結社の自由を保障した憲法21条1項であると理解されている。これに対して、労働組合は他の団体と異なり、憲法28条によりその存在が法認されることから、統制権の憲法上の根拠を憲法21条1項に求める見解のほかに、憲法28条に求める見解がある。前者が①団体固有権説であり、後者が②団結権説である。Ⅲでは、上の①②の学説を中心に、判例と学説における労働組合の統制権の憲法上の根拠に関する議論を瞥見しよう。

#### 1 団体固有権説

第1説は、団体（社団）固有権説である。この説は、「一定の構成員をもつ社团的団体である以上、その団体内の統制を維持するため、その構成

---

31) 西原博史「人権の私人間効力と法秩序の公共性保障機能——南九州税理士会訴訟最高裁判決が問いかけたもの」論究ジュリスト1号（2012年）によれば、南九州税理士会訴訟最高裁判決は、「政治献金目的の『特別会費』徴収が会員の思想・良心の自由を侵害し、無効であるとの訴えに対して、これが税理士会の目的の範囲外であり、民法34条（2006年民法改正前の当時は43条）によって会の権利能力及ばない行為だと判決した。憲法19条を私人間に適用するに際し、媒介項として的一般条項を民法90条に求めず、民法34条に求めたものと理解できる」とした上で（66頁）、「信条的少数派の憲法19条の権利を私人間適用するための媒介項として民法34条は基本的に不適切だ」と評価する（69頁）。

員に対し統制権（懲戒権）をもつことは当然であって、労働組合も一つの団体として当然にかかる権利を認められるとするものである<sup>32)</sup>。この見解は、労働組合の統制権の根拠を、一般の団体に認められる固有の権利に求めることから、その憲法上の根拠を憲法21条1項にあると理解する。

初期の下級審の裁判例の中には、この考え方に立つものが見られる。名古屋交通労組除名事件で、名古屋地裁は「凡そ団体はその組織を維持するために内部的規制を必要とし、これなくして到底その円滑正常な運営を期し難い。従つて、団体はその組織員に対して制裁をもつてその違反なきよう警告し、違反の甚しい者に対してはこれを組織外に排除する措置を講じ得なくてはならない。このことは団体法理から必然に生ずる帰結であつて、特に法律の規定を要するものではない。労働組合も一の団体である以上、その統制に従わない組合員をその組合より排除するためこれを除名し得ることは当然であろう<sup>33)</sup>と述べて、統制権の根拠を一般の団体法理に求める。

学説でも、この説に立つ論者は、「労働組合を実定法上、特別の地位と権限をもつ社団の一つと考え、そしてその内部統制権の根拠を社団たることの本質から導き出す、という考え方が妥当であろう。そこで、労働組合は規約に明示すると否とにかかわらず社団たることの本質から当然に一定の目的をもち、その目的遂行に必要な限りでの内部統制権をもつとみることができ<sup>34)</sup>というものである。つまり、この立場に立てば、統制権は組合規約に定めがなくても、団体法理から当然に導けることになる。もっとも、統制権を規約に明示するか否かについては、団体固有権説に立って

32) 海老原震一「判解」『最高裁判所判例解説 [刑事篇] 昭和43年度』495頁。

33) 名古屋地判昭和26年9月29日労民集2巻5号589頁。

34) 秋田成就「組合の統制」石井照久・有泉亨編『労働法演習』（有斐閣、1961年）10頁。ただし、秋田教授の学説は、団体固有権説に立つものの、その説明は大きく変化している。この変化については、三井正信「統制処分法理の再検討（2）」広島法学20巻1号（1996年）23-41頁を参照。

もその明示を要求する見解も存在する<sup>35)</sup>。

またこの説は、労働組合が一つの団体としてその統制権を認められることから、「労働組合の統制権も普通一般の団体の内部統制権と同じであって、労働組合なるが故に特別の憲法上の保障はないということになる<sup>36)</sup>」が、この説に立つ論者でも、その多くは労働組合が通常の団体よりも強い統制権をもつことを認めている<sup>37)</sup>。

## 2 団結権説

第2説は、団結権説である。この説は、「労働組合は他の財産取引を目的とする団体等よりも強度の統制を必要とする団体であって、憲法28条の団結権の保障は、このような場合にも適用になるとするものである<sup>38)</sup>」。この見解は、憲法28条の団結権に労働組合の統制権の根拠を求める。すなわち、この説は労働組合が団体行動を本質とする団体であることから、その構成員たる組合員に対する強度の統制が必要であるとして、憲法28条を根拠に労働組合の統制権の特殊性を認める。

最高裁は、三井美唄炭鉱労組事件判決において、「労働者が憲法28条の保障する団結権に基づき労働組合を結成した場合において、その労働組合が正当な団体行動を行なうにあたり、労働組合の統一と一体化を図り、その団結力の強化を期するためには、その組合員たる個々の労働者の行動についても、組合として、合理的な範囲において、これに規制を加えることが許されなければならない（以下、これを組合の統制権とよぶ。）。およそ、組織的団体においては、一般に、その構成員に対し、その目的に即して合

---

35) 三井・前掲注34)。

36) 海老原・前掲注32) 495頁。

37) 鈴木芳明「労働組合内部統制法理の再検討(3)」大分大学経済論集54巻4-6号(2003年)172頁。

38) 海老原・前掲注32) 495頁。

合理的な範囲内での統制権を有するのが通例であるが、憲法上、団結権を保障されている労働組合においては、その組合員に対する組合の統制権は、一般の組織的団体のそれと異なり、労働組合の団結権を確保するために必要であり、かつ、合理的な範囲内においては、労働者の団結権保障の一環として、憲法28条の精神に由来するものといえることができる。この意味において、憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有するものと解すべきである」と述べ<sup>39)</sup>、種々の理解はあるが、団結権説を採用したと理解されている。

さらに、この団結権説は、純粹団結権説と折衷団結権説とに分かれる。前者は、「一般の社団法理の適用を基本的に否定して、まったくそこでの統制権もしくは懲戒権の法理とは無縁に、あくまでも労働組合という団体の特殊的性格におうじて、統制もしくは懲戒を法的に構成しようとする見解」であって<sup>40)</sup>、労働組合の統制権の根拠を憲法28条のみに求める。

これに対して、後者は、「必ずしも一般論としては団体法理に基づく統制権の法的構成を否定しないが、『労働組合という特殊な団体には、団結権の保障に根拠をおくより強い統制権が認められる』とする見解」である<sup>41)</sup>。「団結権の法認の中には、当然、団結の維持強化のための統制権・懲戒権の容認が含まれているとみるべきであろう。そして団結権が憲法上の権利として掲げられているところにおいては、統制権の法的根拠は率直に団結権そのものに求めるべきである」<sup>42)</sup>。このように、どちらの説にせ

39) 最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号1425頁。

40) 横井芳弘「労働組合の統制権——その根拠についての一考察」季刊労働法20巻3号(1970年)36頁。

41) 外尾健一「労働組合の法的性格」日本労働法学会編『現代労働法講座第2巻 労働組合』(総合労働研究所, 1980年)18頁。なお、『 』内の文は外尾健一「労働組合の統制権」季刊労働法18巻4号(1968年)167頁からの引用。

42) 外尾・前掲注41)「労働組合の法的性格」22頁。

よ、組合統制権の根拠は憲法28条の団結権に求められるのである。

### 3 両説の異同と近年の傾向

#### (1) 団体固有権説と団結権説の異同

労働組合の統制権を巡る団体固有権説と団結権説の対立は、現在の労働法学において、さほど重要視されていないようである。

そもそも、2つの説はどのような違いがあるのであろうか。三井正信は両説の異同を次のように分析している。まず、両説の同じ点は、①労働組合を個人の集積ではなく独自の法的要素をもった団体として捉える、②統制権を「組合という団体」に固有の、あるいは、内在する権利として把握する、③統制権を団体自体の意思に基づく独自の行為として捉える、④労働組合に強力な統制権を承認する、という点である。次に、両説の異なる点は、労働組合の性格を巡る理解である。すなわち、団体固有権説は労働組合を他の団体と同様の社団として捉えるのに対して、団結権説は労働組合が生存権を守るための組合員の直接参加による集団行動を展開することを特質とする団体であり、財産的な取引を目的とした団体とは異なる、という点である<sup>43)</sup>。ここからは、労働組合を他の団体と異なる性格を有するか否かで理解に差異が生ずるものの、組合固有の団体意思に基づく強力な統制権を承認する点において2つの説は共通の理解を示している。

そのためか、団体固有権説と団結権説について、「これらの説は相対立する二説というよりはむしろ、いずれも問題の一面ずつを明らかにしているものと見るべきであろう。すなわち労働組合は、一般の任意的団体と同様に構成員の任意的結合に由来する統制権をもつとともに、憲法28条および労働組合法の特殊な法的待遇によってその統制権をある面では強化され、ある面では規制されている、と考えられる」<sup>44)</sup>という学説もある。

43) 三井正信「統制処分法理の再検討(1)」広島法学19巻3号(1996年)82-85頁。

44) 菅野和夫『労働法(第9版)』(弘文堂, 2010年)545頁。

また、両者が論理必然的に排斥しあうものではないと考えることから、21条・28条重畳根拠説が生じる。これは、「たとえば、前述のように団体固有権の立場からは、統制権につきとくに具体的な法律の規定がなくとも、『団体法理から必然に生ずる帰結』として認められるとされるが、もしさらに労働組合にその団体法理が妥当する憲法の条文上の根拠を尋ねられた場合には、21条の結社の自由、28条の団結権保障をあげても論理的におかしくはない。そして折衷的団結権説の立場も、その根拠にこの二つの条文をあげることと、あいれないものではないだろう。そうだとすれば、この点については団体固有権説と団結権説が対立するのではなく、むしろ純粹団結権説（28条単独根拠説）と21条・28条重畳根拠説との対立とみるべきだからである」<sup>45)</sup>。

このように、団体固有権説と団結権説とは、労働組合のとらえ方や労働組合の統制権の性質について共通点をもっていると理解できる。しかも、中でも折衷的団結権説と団体固有権説との距離は近く、統制権の憲法上の根拠について統一的な理解が可能である。

## (2) 組合の統制権と私人間効力との関係

労働組合の統制権を検討する際に、労働基本権を定める憲法28条はしばしば私人間に直接適用される規定だと説明される。しかし、その一方で、判例では、この種の事件において、三菱樹脂事件最高裁判決が先例として引用されるなどして、私人間効力（第三者効力）が持ち出されることはない<sup>46)</sup>。ここでは、組合の統制権の根拠との関係で、憲法上の人権規定の私

45) 佐藤昭夫「統制権の根拠」日本労働法学会編『現代労働法講座第2巻 労働組合』（総合労働研究所、1980年）184-185頁。佐藤は同195頁で、私見が21条・28条重畳根拠説であることを明示する。

46) なお、最高裁において、三井美唄炭鉱労組事件と中里鉱業所労働組合事件は、私人間効力論についての先例である三菱樹脂事件よりも前に、判決が出されている。国労広島地本事件は、三菱樹脂事件後の判決である。

人間効力を巡る議論をみてみよう。

そもそも憲法28条の保障する労働三権は、「正当な争議行為からは民事・刑事の責任は生じないし、団結権・団体行動権を侵害する法律行為や事実行為は無効ないし違法となる、と説く見解が有力であ」って、「とくに労働三権は、それを否定するような法律行為を国による具体的な立法措置をまたずに、『直接に無効とする趣旨をもつ』とする解釈は、……通説の地位を占めている」として<sup>47)</sup>、憲法28条の保障する労働三権は法律の制定をまたずに私人を直接拘束するという<sup>48)</sup>。

そして、労働組合がその活動を行う上でその組合員に対して統制権を行使する場面では、労働組合の統制権と組合員の何らかの自由が衝突する。団結権説によれば、労働組合が法律や規約にその定めのないときにも組合員に対して統制権を行使できるとすれば、それは憲法28条の保障する団結権の効果であるとされる。

私人間効力の観点からは、団体固有権説と団結権説のそれぞれに対して、批判が寄せられている。すなわち、団体固有権説に対しては、「結社の自由は第三者効力をもたず、したがって、その保障はただちに私法上の権利義務関係となるものではないから、統制権の根拠を結社の自由を求めるのは妥当ではない」<sup>49)</sup>という批判である。その一方で、団結権説に対しては、「憲法28条の第三者効力にかかわって、統制権に不当な法的効果を付与し、不当な司法介入の危険が増大する」という批判が存在する<sup>50)</sup>。

47) 芦部・前掲注3) 72-73頁。

48) なお、私人間効力に関する議論と同様に、団結権・団体行動権の法的効果について間接適用説構成も存在する。それは、憲法が公序を設定し、その効果として、公序良俗や不法行為規定を解釈する手法である。菅野・前掲注44) 23-28頁。

49) 佐藤・前掲注45) 188-189頁。ただし、佐藤自身がこうした批判を展開しているわけではない。この立場は、横井・前掲注40) 27頁。

50) 佐藤・前掲注45) 192頁。ただし、佐藤自身がこうした批判を展開しているわけではない。この立場は、秋田成就「労働組合の内部問題の法理論的構成」ジュリス卜441号(1970年) 183-184頁。

しかし、こうした批判については、「構成員が統制権に服するのはその団体に加入したことによるのであって（ただし、統制権の内容、行使の手続などは当該団体の規約との関連で具体化するにいたる）、このことは団体法理から肯定されることである。基本権の第三者効力の問題には関わりがないことだと考える。」<sup>51)</sup>とか、「『結社の自由』には第三者効力がない。したがって構成員の自由を拘束し、違反者に制裁を加えることはできない』という論理に立てば、労働組合以外の団体では一切の制裁（いわんや除名）はできないという奇妙な結果に陥りはしないであろうか」<sup>52)</sup>といった反論が出されている。

このうち、結社の自由が私人間効力のない規定であるから団体固有権説では統制権が憲法上根拠づけられなという点についていえば、団結権の法的効果について間接適用説構成も存在することから、結社の自由についても同様の解釈手法を採用すればよいことになろう。もっとも、間接適用説的な構成をした場合、正確に言えば、それは統制権を憲法上根拠づけたことにはならない。

また、憲法上の団結権が私人間に直接適用される規定であるとしても、労働組合が組合員に統制権を行使できるのは、言い方を変えれば、組合員が労働組合の統制権に服するのは、私人間効力と関係がないと考えられる。団結権から労働組合の組織強制や組合員に対する統制権が導出できるとしても、それはそうした組織強制や統制権行使に対して、国家が原則として介入しないことを意味するものだからである<sup>53)</sup>。

51) 三島宗彦「労働組合と統制権」山中康雄教授還暦記念『近代法と現代法』（法律文化社、1973年）330頁。

52) 三島・前掲注51) 336頁。

53) 組合員が統制権に服するのは私人間効力の問題と関係がない、と考える佐藤は、「私も、結社の自由は結社の自治を認めることであって、その結社の規範に国家が介入しない（統制処分をうけた規範違反者を国家が保護しない）ことだと考える」と述べている。佐藤・前掲注45) 190頁。

## (3) 統制権の根拠を巡る近年の傾向

団体固有権説、団結権説のほかに、憲法21条28条重畳説があることは先に見た。しかし、統制権の根拠については、団体固有権説 vs. 団結権説という形では捉えられない、新たな流れがある。その特徴は、その論理構成に大きな差があるものの、「いずれも従来の……団結権説とは異なり組合が行う統制処分には法的根拠としてその旨の労働者の意思もしくは規約への記載が必要であることを説く点では一致している」といわれる<sup>54)</sup>。そこで(3)では、その傾向を瞥見しよう<sup>55)</sup>。

第1は、規約準拠説である。それは、労働組合の社団性を肯定するものの、「統制権の根拠を組合規約にもとめる考え方であり、統制権を労働組合固有の権限とみる社団説とは、いうまでもなく、根本的に対立する」のであって、それは「労働組合を組合員相互間の契約の総和とし、したがって統制権もこの組合員契約……に、すなわち組合規約に表示された組合員相互の合意に根拠づけられる」とする<sup>56)</sup>。つまり、組合加入時の合意である組合規約に根拠を求める説である。

第2は、組合加入意思説である。この説の代表的論者は、自己決定という観念を軸に労働法学の再構成を目指しており、統制権もこの方針に基づいて見直される<sup>57)</sup>。そして、統制権という存在を前提とすることから再検討を行い、その結果「統制処分の適法性」と「処分の正当性」（「労働組合が組合員に統制処分を科することのできる根拠」）の問題とを区別する<sup>58)</sup>。前者に関して、団結権は労働組合を結成し加入するという個人的自由にと

54) 三井正信「統制処分法理の再検討(3)」広島法学20巻3号(1997年)72頁。

55) 分類の仕方はいくつかあるようだが、本稿では鈴木・前掲注37) 178頁以下に依う。

56) 久保敬治・下井隆史『〔増補〕労働法を学ぶ人のために』（世界思想社、1982年）174頁〔久保敬治執筆〕。

57) 西谷敏『労働法における個人と集団』（有斐閣、1992年）。

58) 西谷・前掲注57) 202-203頁。

どまらず、団結体そのものの存立と活動（対外的関係における団結の権利だけでなく、対内的関係における、構成員に対する統制権をも含む）を保障することから、団結権（労働組合以外の団体については結社の自由）は「それらの団体の内部統制を原則として適法ならしめるという意味に関するかぎり、統制処分の根拠になる」と指摘する<sup>59)</sup>。そして後者に関して、「団結体が有する団結権のなかに構成員に対して統制処分を加える自由が含まれ」としても、それは「国家法によって許容されることを意味することとどま」ることから、団結体が構成員との関係で統制処分を科する正当な権限をもつには、つまり「統制処分の究極の根拠は、規約や団体の意思決定などの形をとる内部規範に従って行動することを約し、それに違反した場合には一定の制裁を甘受することを内容とする組合員もしくは構成員自身の合意に求めるべきだと考える」。「団体の結成もしくは加入の意思には、団体の目的達成の必要な範囲において団体の統制に服し、違反した場合には処分を甘受するという合意が包含されていると考えられる」。そして法的には「組合員は加入契約で承認した範囲内において、労働組合が統制違反に対して制裁としての処分をなす形成権を組合に付与したと解する」構成が妥当である<sup>60)</sup>。つまり組合加入意思説は、憲法28条の団結権保障と組合加入時における統制処分容認の合意にその根拠を求めるのである。

第3は、組合加入契約説である。これは、労働組合がそれ以外の団体に比べて強い統制権をもつとする団結権説に異論を唱え、組合加入の際の合意に着目して、統制権の根拠を組合規約に求める説である。すなわち、組合と組合員は期間の定めのない契約を締結していると捉え、「統制処分とは、組合員による契約にもとづく義務の不履行……に対する責任追及にはかならない」。契約法は責任追及の手段として契約の解約と損害賠償を用意するが、後者は無意味であることから、前者になる。前者は除名という

---

59) 西谷・前掲注57) 208-210頁。

60) 西谷・前掲注57) 211-219頁。

ことになるが、それは法定されていない以上「規約に定められることにより組合加入契約の内容になっていなければならない」とする<sup>61)</sup>。

以上3つの学説を瞥見してきた。そこでは、団体あるいは労働組合であることそれ自体から、その統制権は発生しない。また、憲法28条から統制権の根拠あるいは統制処分の正当性を導くことをしない。これらの説は、組合員が組合加入時の合意である規約や合意そのものといった、いわば契約論的な発想に注目するものといえる。そして、このことは、憲法21条から統制権の根拠を導出できるか否かという問題における、組合以外の団体についても当てはまると考えられよう。

このように契約論的な構成で理解するならば、憲法28条の直接的効力として労働組合の統制権が導出されるのではなく、憲法28条の「間接効力の理論構成」の結果として統制権が導けると理解できる<sup>62)</sup>。さらに、この立場を推し進めれば、統制権の内容は当事者間の合意で決定できることから、労働組合の統制権が組合であるという理由だけではじめから存在するわけでもないし、その根拠に憲法28条を持ち出すまでもないのである<sup>63)</sup>。

---

61) 下井隆史『労使関係法』（有斐閣、1995年）45頁。

62) 木村・前掲注17) 319頁。なお、憲法28条の社会権的側面は、同条を通じて国家が私人間の法律関係に直接介入することを意味し、ゆえに同条は私人間適用があると理解されるのだが、これは使用者に対して労働者および労働組合の権利（民事免責等）の直接効力を認める趣旨であって、「統制『権』が第一次的な団結権の主体である組合員個人及びその意思とは無関係に憲法によって直接に組合自体に認められるとする発想は、実際に統制処分をなし得るための具体的な法律媒介項を欠いていると評価せざるを得」ない、とする見解（三井・前掲注43) 86頁）は、間接適用説に立っているとも、私人間効力の議論とは関係ないとも読める。

63) 相本宏「団体論研究序説」法政研究51巻3・4号（1985年）5頁。「各団体において、いかなる場合に強力な統制権が認められるかは、各団体の当事者が団体を形成した目的、すなわち当事者間の合意＝契約の中味を明らかにすることで、はじめて確定できることである。労働組合に特に強力な統制権が存在するわけではないし、このことを認めるために憲法28条を引き合いに出す必要もないと思われる」と述べている。

#### 4 小括

労働組合の統制権の根拠としては、団体固有権説と団結権説の対立から、いまでは契約論的な構成・規約役割の重視、換言すれば、個人の意思に重点を置く構成へと労働法学説の関心は移動している。判例はいまでも団結権説を採り労働組合の強い統制権を容認しているものの、こうした学説による新たな構成は、統制権に関して、労働組合とその他の団体との差異を強調しないものといえよう。そうであれば、労働組合は他の団体とは異なる特別な統制権を認められたのではなく、他の団体は憲法21条で統制権が保障されるという枠組みを前提に、「労働組合の目的・性格、制限される権利・利益の性質、制限の程度・態様等を踏まえて、個別・具体的に統制権の限界を問う」<sup>64)</sup>という「比較考量」が採用されることになろう。そして、この「比較考量」は現に判例のアプローチである<sup>65)</sup>。

また、労働組合の統制権を根拠づける際に、憲法28条の直接適用がしばしば持ち出される。しかし、このことは必ずしも自明ではない。契約論的に、あるいは、個人の意思を重視する形で統制権を構成するのであれば、憲法28条の「間接適用説的構成」が成り立ちうるし、さらに統制権の内容や程度を契約で決定すればよく、統制権の根拠づけに憲法28条を持ち出す

64) 毛利透ほか『憲法Ⅱ人権』（有斐閣、2013年）348頁〔小泉良幸執筆〕。

もちろん、このことは、労働組合にも多様であり、その内部統制のあり方も多様であろうから、労働組合に対して常に強度な統制権を認める必要はなく、組合の性格に応じて、統制権の内容・程度を決定すればよいと考えることになろう。三井・前掲注43) 88頁。また、労働組合以外の団体についても、強度の統制権が必要であると認められる団体もあれば、そうでない団体があることも意味しよう。西谷・前掲注57) 197頁参照。

65) 橋本基弘『近代憲法における団体と個人』（不磨書房、2004年）268頁は、国労広島地本において、最高裁が示した「比較考量」の基準は「きわめて適切である。なぜなら「団体の内部統制権（その反面としての構成員の協力義務）は、各構成員の加入・離脱の自発的意思（合意）に由来しているとみるべきだからである」と述べている。

必要はないといえよう。そもそも憲法28条の私人間効力論をこの文脈で論じる必要性は乏しいのである。

このように、労働法学の近年の動向からすると、労働組合の統制権の根拠という点では、憲法28条の団結権が大きな意味をもたないといえよう。

#### IV むすびにかえて

本稿の目的は、労働組合と組合員との間に生じる人権問題、とりわけ労働組合の統制権と組合員の人権・権利が衝突する問題について検討することにあつた。①最高裁はこの問題に関して「比較考量」による判断枠組みを採用しているが、これは労働組合以外の団体の事例でも同様である。②労働組合の統制権を契約論的に、あるいは、個人の意思を重視した形で構成するならば、労働組合というだけでその統制権が他の団体よりも強くなるわけではなく、それはその他の団体との差異を強調しない。このように、労働組合の統制権（組合員の協力義務）に関する判断枠組みと、統制権の根拠に関して、労働組合と他の団体との間に差異はほとんど見られないと考えられる。そうすると、労働組合と組合員との間に生じる人権問題において、労働組合の特殊性に重きを置く必要はないといえるのであって、その意味で憲法28条は実際的にも理論的にも大きな役割を果たしていない。

労働組合は、組合活動を行う上で、それに協力しない組合員に対して、統制権の行使を通して、除名・権利停止・制裁金の賦課などの制裁を科すことができる。この統制権が憲法28条によって根拠づけられることは、労働組合が資本家との対立に直面して積極的な闘争に挑んでいた時代においては、意味があつたと思われる。憲法13条に規定される個人の尊厳が示す個人主義的な思考に対して、憲法28条の団結権はそれとは別の、ある種の集団主義的な思考を示すものだと理解されたからである。この理解に基づく憲法28条によって労働組合の特殊性とその統制権を根拠づけることは、

労働組合の強い団結力を保障するとともに、極論すれば「労働組合 vs. 組合員」という問題図式を成立させないものであったといえよう。もちろん、この場合でも労働組合の中の個人が埋没するわけではなく、統制権の文脈では憲法21条の登場する余地があった<sup>66)</sup>。しかし、加入率減少など労働組合を取り巻く情勢の変化や、労働組合に対する非民主的運営や特定政党を支持することなどへの批判が生じるにつれ、憲法28条の団結権保障から労働組合の組合員に対する強度の統制権行使を容認する見解は減少した。ここでは、労働組合が他の団体に比べて特殊であることを強調せず、さらに統制権の根拠づけも個人主義的な思考を重視する解釈が現れることになった。この問題においては憲法28条の役割は小さい。

このように、労働組合の統制権を巡る憲法28条の解釈には、労働組合が置かれた時代状況を反映し、その基本的な発想において大きな差、大きな幅があることを理解できる。それは、憲法28条をどの程度具体的な問題において使用できるか、そしてそもそも憲法28条のもつ集団主義的な思考（あるいは、個人主義的な思考）をどのように理解するべきなのか、ということだったと思われる。グローバリゼーションとそれに対応する規制緩和の波を受けて、雇用や労働条件を取り巻く環境が悪化していることから、労働を巡る問題は現在でも重要なテーマである。こうしたテーマに取り組むためにも、憲法学は憲法28条や27条をはじめとする憲法規定の解釈の幅をいま一度検討し直す必要があるのではないだろうか。

(付記) 本稿は、平成24年度専修大学研究助成「労働組合と組合員との間に生じる人権問題に関する研究」の研究成果である。

---

66) 横田耕一「労働組合の統制権と組合員の人権」法学セミナー増刊総合特集シリーズ3号(1977年)120頁以下を参照。